

免税店の環境整備を支援します(第二期)

◆事業の概要

外国人旅行者向け消費税免税店において、免税販売のために行う環境整備事業に支援します。

◆対象者

所管税務署へ消費税免税店「輸出物品販売場」の許可申請を行う、又は許可を受けた、県内に本店のある中小企業、商店街振興組合、中小企業等協同組合

◆補助対象事業

- (1) 消費税免税販売を行っていることを示す看板、パネル等を整備する事業。
- (2) 外国語表記のパンフレット、商品表示、QRコード等の作成を行う事業。
- (3) 外国人観光客の接客に活用する指さし会話シート、多言語対応のコミュニケーションツールとして活用するタブレット等の機器等を整備する事業。

◆補助金の額

1店舗あたり対象経費の2分の1以内、補助上限額10万円

◆注意事項

- ・平成29年1月23日(月)までに、要綱で定める交付申請書を提出してください。
- ・事業完了の最終期限は、平成29年3月31日(金)です。
- ・事業の完了日までに、輸出物品販売場の許可を取得し、免税店シンボルマークの使用承認を受けてください。
- ・補助金の総額が予算額に達した時点で終了します。
- ・交付要綱等、詳しくは県ホームページをご覧ください。

(URL <http://www.pref.yamagata.jp/>)

《免税店シンボルマーク》



申請書提出先・お問い合わせ先

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

山形県商工労働観光部 商業・県産品振興課 (担当:奥山)

電話 023-630-2365 FAX: 023-630-3371